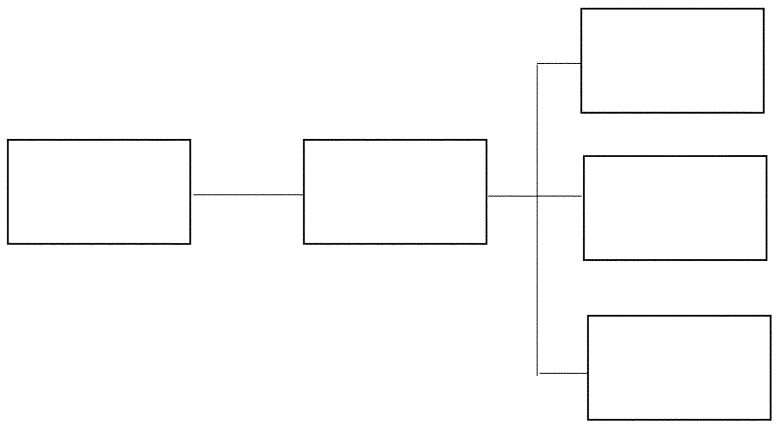
6　取組の実施体制

（実施体制図）

（例）



（取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制の整備状況）

（その他経営体制等に関する状況）（注４）

（例）

・安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないことを確認している。

・コーポレートガバナンスに関する規定を策定し、○○○○等の体制を構築し、又はそれに準ずる取組を実施している。

（注１）安定供給確保のための取組に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図などを活用して記載すること。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況について記載すること。

（注２）共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

（注３）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注４）外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況（技術情報の流出等）及びコーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況についても記載すること。

7　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項

項目	確保措置の内容
サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備	□現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）や国内関係法令の適切な遵守	□外国為替及び外国貿易法や特定重要物資等の安定供給を図る上で遵守すべき国内関係法令を遵守する。
事業継続計画の策定	□ＢＣＰを策定している。
本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めた際の報告体制の構築	□本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき、その概要及び取組に対する影響等を経済産業大臣に報告する体制を構築している。 （具体的な措置）※自由記載
特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し対策を実施するための社内の体制の整備状況	（例） ・サプライチェーン上の人権や環境等のリスクについて、自組織内で適切な検討・対策を実施している。
取組の実施に際して自組織内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、組織の実情・規模に応じた対策の措置状況	（例） ・サイバーセキュリティが適切に確保されるよう、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ））又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（ＩＰＡ）や脆弱性診断の結果等を踏まえ、○○、○○、○○等の対策を講じている。
その他取組方針への適合性に関する事項（注３）	（例） ・○○を通じて地域経済への貢献や雇用創出効果が見込まれる。 ・○○等の育成・確保のための取組を行っている。

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注２）確保措置の内容欄の「□」にチェックを入れるほか、具体的な措置については必要に応じて記載すること。

（注３）本申請に係る特定重要物資の安定供給確保取組方針第３章において、人材育成・確保や地域経済への貢献等の要件が課されている場合はそれらの事項について記載すること。

8　取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

・需給ひっ迫時の対応	□平時を上回る特定重要物資等の生産、平時の在庫又は備蓄の全部又は一部の放出等の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に関する措置を実施する。